

工事調査表 - 1 積算内訳書(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

積算内訳書

工事名		令和5年度 緊急総合治山事業 第6号工事						
工種	単位	入札時				工事完成時		
		予定価格		当初入札額		最終契約額	最終実績額	
		金額(a)	備考	金額(A)	備考	金額(C)	金額(B)	備考
直接工事費		113,958,790		113,967,306			123,036,862	
共通仮設費		10,028,369		9,094,000			17,845,662	
純工事費		123,987,159		123,061,306			140,882,524	
現場管理費		32,348,249		29,000,000			38,750,416	
工事原価		156,335,408		152,061,306			179,632,940	
一般管理費等		25,274,529		17,578,694			28,127,060	
工事価格合計		181,610,000		169,640,000		207,760,000	207,760,000	
消費税		18,161,000		16,964,000		20,776,000	20,776,000	
工事費計		199,771,000		186,604,000		228,536,000	228,536,000	

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表 - 1 積算内訳書

- 1 調査表2の総括表として作成する。
- 2 予定価格欄は開札後発注者が公表する「開札後公表設計書」の金額を記載する。

工事調査表 - 2 工事費内訳書(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

工事費内訳書

工事名 令和5年度 緊急総合治山事業 第6号工事 下伊那郡 天龍村 明ヶ島												
工種	入札時						最終契約額 金額(C)	最終実績額			(b)/(a)	(b)/(a)が0.95～1.05を外れる場合その理由を記入
	予定価格(竣工時に記載)			当初入札額				数量	単価(b)	金額(B)		
	数量	単位	金額	数量	単価(a)	金額(A)						
山腹工事						113,967,306			123,036,862			
治山土工						4,605,300			6,543,810			
法面整形工						4,605,300			6,543,810			
切土法面整形 入力	2,150	m ²	2,142	2,150	2,142	4,605,300		3,055	2,142	6,543,810	1.00	
山腹基礎工						74,655,956				97,835,663		
法枠工						74,655,956				97,835,663		
法面清掃工	2150	m ²	866	2,150	866	1,861,900		3,055	866	2,645,630	1.00	
ラス張工	2150	m ²	2,287	2,150	2,287	4,917,050		3,055	2,287	6,986,785	1.00	
吹付法枠工	2150	m ²	30,933	2,150	30,933	66,505,950		0	30,933	0	1.00	施工内容の変更
吹付法枠工		m ²				0		1,087	31,114	33,820,918		増工
吹付法枠工		m ²				0		1,967	27,453	54,000,051		増工
目地材設置	13.1	m ²	3,408	13.1	3,408	44,644		13.1	3,408	44,645	1.00	
運搬 諸資材 ケーブルクレーン	19.7	t	2,625	19.7	2,625	51,712		28.0	2,625	73,500	1.00	
運搬 諸資材 ケーブルクレーン	485.6	t	2,625	485.6	2,625	1,274,700		0	2,625	0	1.00	施工内容の変更
法枠内水路工										147,135		増工
枠内モルタル吹付工		m ²						5.0	6,081	30,405		増工
ドレンマット		m						47.0	1,350	63,450		増工
吸出防止材		m ²						40.0	580	23,200		増工
集水パイプ		本						4.0	3,120	12,480		増工
集水パイプ打込用パイプ		本						1.0	17,600	17,600		増工
産業廃棄物処理工										188,204		増工
リバウンド材処理工										157,160		増工
運搬 ダンプトラック		m ³						20.0	4,258	85,160		増工
リバウンド材処理費		m ³						20.0	3,600	72,000		増工
支障木処理工										31,044		増工
運搬 ダンプトラック		m ³						1.5	13,326	19,989		増工
積込		m ³						1.5	3,870	5,805		増工
処分費										5,250		増工
支障木処分費(幹)		m ³						1.5	3,500	5,250		増工
仮設工(指定仮設)						34,706,050				17,800,885		
モノレール						7,143,657				7,143,657		
モノレール架設・撤去		式		1		7,143,657		1		7,143,657		
仮橋・作業構台						17,329,468				192,849		
作業台場設置	660	空m ³	11,995	660	11,995	7,916,700		7	11,995	83,965	1.00	

作業構台材料	660	空m3	7,805	660	7,805	5,151,300		7	7,803	54,621	1.00	
運搬 諸資材 ケーブルクレーン	47.9	t	2,625	47.9	2,625	125,737		0.24	2,625	630	1.00	
作業構台撤去	660	空m3	5,997	660	5,997	3,958,020		7	5,997	41,979	1.00	
運搬 諸資材 ケーブルクレーン	47.9	t	2,625	47.9	2,625	125,737		0.24	2,625	630	1.00	
運搬 諸資材 ケーブルクレーン	9.9	t	2,625	9.9	2,625	25,987		2.1	2,625	5,512	1.00	
運搬 諸資材 ケーブルクレーン	9.9	t	2,625	9.9	2,625	25,987		2.1	2,625	5,512	1.00	
架設工(ケーブルクレーン架設)						10,232,925				10,225,729		
ウィンチベース架設・撤去	1	基	291,023	1	291,023	291,023				291,023	0.00	
アンカー設置・撤去	2	基	577,962	2	288,981	577,962				577,962	0.00	
ケーブルクレーン架設・撤去	1	式	8,674,677	1	8,681,871	8,681,871				8,674,677	0.00	
索道支柱賃料	1	基	682,067	1	682,069	682,069				682,067	0.00	
仮設工(大型土のう)										238,650		増工
大型土のう製作設置		袋						30.00	7,955	238,650		増工
仮設工(任意仮設)										668,300		増工
建物保護工										668,300		増工
建物保護工		式						1		668,300		増工
直接工事費						113,967,306				123,036,862		
営繕費										688,500		
快適トイレ		月						9	76,500	688,500		
技術管理費										2,636,300		
ICT測量設計										2,210,000		
三次元測量										1,730,000		
三次元測量		式						1		1,730,000		
三次元設計										480,000		
三次元設計		式						1		480,000		
各種調査費用										426,300		
労務費調査										213,150		
土木一般世話役		人						7	30,450	213,150		
歩掛調査										213,150		
土木一般世話役		人						7	30,450	213,150		
安全費										1,997,256		
崩落対策工										1,997,256		
崩落対策工										347,066		
法切		m3						14	8,119	113,666		
ラス張工(簡易法枠工)		m2						120	1,945	233,400		
村道落石対策工										1,008,200		
村道落石対策工		式						1		1,008,200		
吹付プラント保護工										641,990		
モルタル吹付工ラス入		m2						51	6,660	339,660		
モルタル吹付工ラス無		m2						49	6,170	302,330		
現場環境改善費			1,094,000			1,094,000				1,155,000		
共通仮設費率計算額			8,934,369			8,000,000				11,368,606		

工種	入札時						最終契約額 金額(C)	最終実績額			(b)/(a)	(b)/(a)が0.95～1.05を外れる場合その理由を記入
	予定価格(竣工時に記載)			当初入札額				数量	単価(b)	金額(B)		
	数量	単位	金額	数量	単価(a)	金額(A)						
共通仮設費計			10,028,369			9,094,000			17,845,662			
純工事費			123,987,159			123,061,306			140,882,524			
現場管理費			32,348,249			29,000,000			38,750,416			
工事原価			156,335,408			152,061,306			179,632,940			
一般管理費等			25,274,592			17,578,694			28,127,060			
工事価格計			181,610,000			169,640,000			207,760,000			
消費税等相当額計			18,161,000			16,964,000			20,776,000			
工事費計			199,771,000			186,604,000			228,536,000			

各様式共通

- 1 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
- 2 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。
- 3 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
- 4 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表 - 2 工事費内訳書

- 1 入札時に提出した工事費内訳書に対応する内訳書とする。予定価格欄は、低入札価格調査時は空欄とし、しゅん工届提出時に公表設計書の金額を記載する。
- 2 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
- 3 調査対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
- 4 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
- 5 自社従事者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
- 6 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、技術者及び社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
- 7 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。

- 8 入札者の申込みに係る金額が、調査対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
- 9 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割」等の名目による金額計上は行わないものとする。
- 10 (b)/(a)が0.95～1.05を外れる場合、具体的かつ計数的に理由を記入する。

添付書類

- 1 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
- 2 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。
（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

工事調査表－6 従事者の確保計画(低入札価格調査通知日の翌日から2日以内およびしゅん工届提出時に提出)

従事者の確保計画

工事名		令和5年度 緊急総合治山事業 第6号工事 下伊那郡 天龍村 明ヶ島							
工種	職種	入札時			工事完成時			(B)/(A)	(B)/(A) < 1の場合 その理由を必ず記入 (* 下請けへのしわ寄せと判断された 場合は、工事成績が減点されます)
		単価 (A)	員数	下請け会社名 下請け会社との関係 等	単価 (B)	員数	下請け会社名 下請け会社との関係 等		
山腹土工									
治山土工	土木一般世話役	30,450	15.1	(株)清信建設興業	30,450	21.4	(株)清信建設興業	1.00	
法面整形工	山林砂防工	32,340	126.9	(協力会社47年)	32,340	180.2	(協力会社47年)	1.00	
山腹基礎工	土木一般世話役	30,450	117.9	(株)清信建設興業	30,450	293.1	(株)清信建設興業	1.00	
法枠工	法面工	31,185	726.3	(協力会社47年)	31,185	1691.2	(協力会社47年)	1.00	
	山林砂防工	32,340	389.3		32,340	785.2		1.00	
	特殊作業員	27,510	223.1		27,510	246.1		1.00	
仮設工(指定仮 モノレール)	土木一般世話役	30,450	7.6	ミスホ鋼機(株)伊那支店	30,450	7.6	ミスホ鋼機(株)伊那支店	1.00	
	特殊作業員	27,510	7.6	(協力会社16年)	27,510	7.6	(協力会社16年)	1.00	
	山林砂防工	32,340	22.7		32,340	22.7		1.00	
仮橋・作業構台工	土木一般世話役	30,450	65.4	(株)清信建設興業	30,450	0.69	(株)清信建設興業	1.00	
	とび工	28,875	196.0	(協力会社47年)	28,875	2.1	(協力会社47年)	1.00	
	山林砂防工	32,340	138.1		32,340	20.1		1.00	
	特殊作業員	27,510	2.0		27,510	4.7		1.00	
架設工(ケーブルクレーン架設)	土木一般世話役	30,450	14.2	長野索道(有)	30,450	9.2	長野索道(有)	1.00	
	山林砂防工	32,340	43.5	(協力会社21年)	32,340	32.5	(協力会社21年)	1.00	
	とび工	28,875	32.0		28,875	16.0		1.00	
	特殊作業員	27,510	9.0		27,510	3.0		1.00	
大型土のう	土木一般世話役				30,450	0.57	自社施工		
	普通作業員				24,360	0.57			
	特殊作業員				27,510	0.57			
	特殊運転手				27,090	0.19			

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表 - 6 従事者の確保計画

1. 自社従事者と下請従事者とを区別し自社従事者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた従事者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社従事者に係る労務単価については、調査対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社従事者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する従事者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、従事者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。取引年数を括弧書きで記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した自社従事者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
2. 2. 自社従事者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査表 - 7 職種別従事者配置計画

1. 本様式には調査表 - 6 の計画により確保する従事者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は、長野県が公表する職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した自社従事者の職種ごとの配置計画を添付する。

各様式 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）

1. までの記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
2. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
3. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～9）により協議し、発注者の確認後すみやかに
4. 指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事 配置を予定する主任技術者、監理技術者、現場代理人及び低入札価格調査による別途配置技術者について記載する。

1. 添付 記載した技術者等が自社で雇用する社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。

1. 記載した技術者が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。
- 2.

工事調査様式－2 (黒字・赤字ともに記入、しゅん工届提出時に提出) 赤字の理由(赤字の場合)

最終実績額(B)(工事費計) 調査表1	228,536,000円
最終契約額(C)(工事費計) 調査表1	228,536,000円
落札率(A/a) 調査表1	93.41%
最終実績率(B/C) 調査表1	100%
合計額が、 $B/C > 1.0$ (赤字)の場合記入する	

赤字の理由	
-------	--

各様式共通

1. 調査対象者又は受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（低入札価格調査通知日の翌日から起算して2日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 調査対象者又は受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（工事調査様式1～2、工事調査表1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

工事調査様式2 赤字となった原因

1. 当該工事で赤字となった理由を、労務費、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況等の面から記載する。
2. 2. 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）